

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第43号

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成9年郡山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 条例第3条第2項第4号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（4）（略） （5）法人にあつては、登記事項証明書 （6）～（9）（略） 5 （略） （変更の届出） 第7条 （略） 2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類を前項の届出書に添付しなければならない。 （1）条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票抄本又はこれに代わる書類（法人にあつては、登記事項証明書） （2）～（4）（略） （浄化槽管理士に対する研修） 第11条の2 条例第11条の2に規定する規則で定める研修は、次の各号に掲げる事項のいずれをも含むものとする。 （1）（略）	（登録申請書の添付書類） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 条例第3条第2項第4号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（4）（略） （5）法人にあつては、<u>登記事項証明書及び定款</u> （6）～（9）（略） 5 （略） （変更の届出） 第7条 （略） 2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類を前項の届出書に添付しなければならない。 （1）条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票抄本<u>若しくはこれに代わる書類</u>（法人にあつては、登記事項証明書） （2）～（4）（略） （浄化槽管理士に対する研修） 第11条の2 条例第11条の2に規定する規則で定める研修は、次の各号に掲げる事項のいずれをも含むものとする。 （1）（略）

(2) 浄化槽の構造及び機能に関する事項 (3) 浄化槽の保守点検<u>及び</u>清掃に関する事項 (4) (略) 2 (略) (帳簿の記載事項) 第13条 条例第14条の帳簿は、次に掲げる事項を記載し、作成する<u>ものとする</u>。 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条に規定する保守点検の技術上の基準に基づく記録</u> <u>(6) (略)</u> 2 (略) (身分証明書) 第14条 条例第16条第3項に規定する身分証明書は、<u>第16号様式</u>によるものとする。	(2) 浄化槽の構造<u>と</u>機能に関する事項 (3) 浄化槽の保守点検<u>と</u>清掃に関する事項 (4) (略) 2 (略) (帳簿の記載事項) 第13条 条例第14条の帳簿は、<u>第16号様式によるものとする。ただし、当該帳簿は、次に掲げる事項を記載し、同様式に準じるものとして作成することができる。</u> (1)～(3) (略) <u>(4) 保守点検料金</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) 保守点検の技術上の基準に基づく記録</u> <u>(7) (略)</u> 2 (略) (身分証明書) 第14条 条例第16条第3項に規定する身分証明書は、<u>第17号様式</u>によるものとする。
---	---

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第14条関係）

身 分 証 明 書
(表)

8 セ ン チ メ ー ト ル	写 真	第 号
		所 属 職 氏 名
この証明書を携帯する者は、郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条第2項の規定により立入検査を行う職員である。		
年 月 日		
郡山市長 印		
12センチメートル		

(裏)

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(抜粋)
(報告徴収、立入検査等)
第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保守点検業者に、その業務に関し期限を付して報告させることができる。
2 市長は、この条例を施行するために特に必要があると認めるときは、当該職員に、保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第17号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている登録申請書の添付書類については、なお、従前の例による。